

## 第 2. 監査対象の概要

### 1. 大津市水道事業の概要

#### (1) 水道事業の歴史（沿革）

市の水道事業は昭和 3 年 2 月に創設事業認可（計画給水人口 40,000 人、計画 1 日最大給水量 5,844 m<sup>3</sup>/日）を受け、昭和 5 年 6 月に逢坂以北の旧大津市で給水を開始している（給水人口 10,882 人）。

その後、平成 7 年 10 月の第 8 次拡張事業認可（計画給水人口 329,000 人、計画 1 日最大給水量 191,400 m<sup>3</sup>/日）に至るまでの拡張事業認可を受け、現在、平成 20 年 7 月の第 8 次拡張変更事業認可（計画給水人口 356,000 人、計画 1 日最大給水量 185,500 m<sup>3</sup>/日）に基づく事業を実施している。

平成 27 年度末時点において、給水人口 340,576 人（葛川簡易水道 227 人を含む）、1 日配水能力 185,500 m<sup>3</sup>/日（比良・八屋戸・真野・柳が崎・膳所・新瀬田の 6 浄水場合計）となっている。

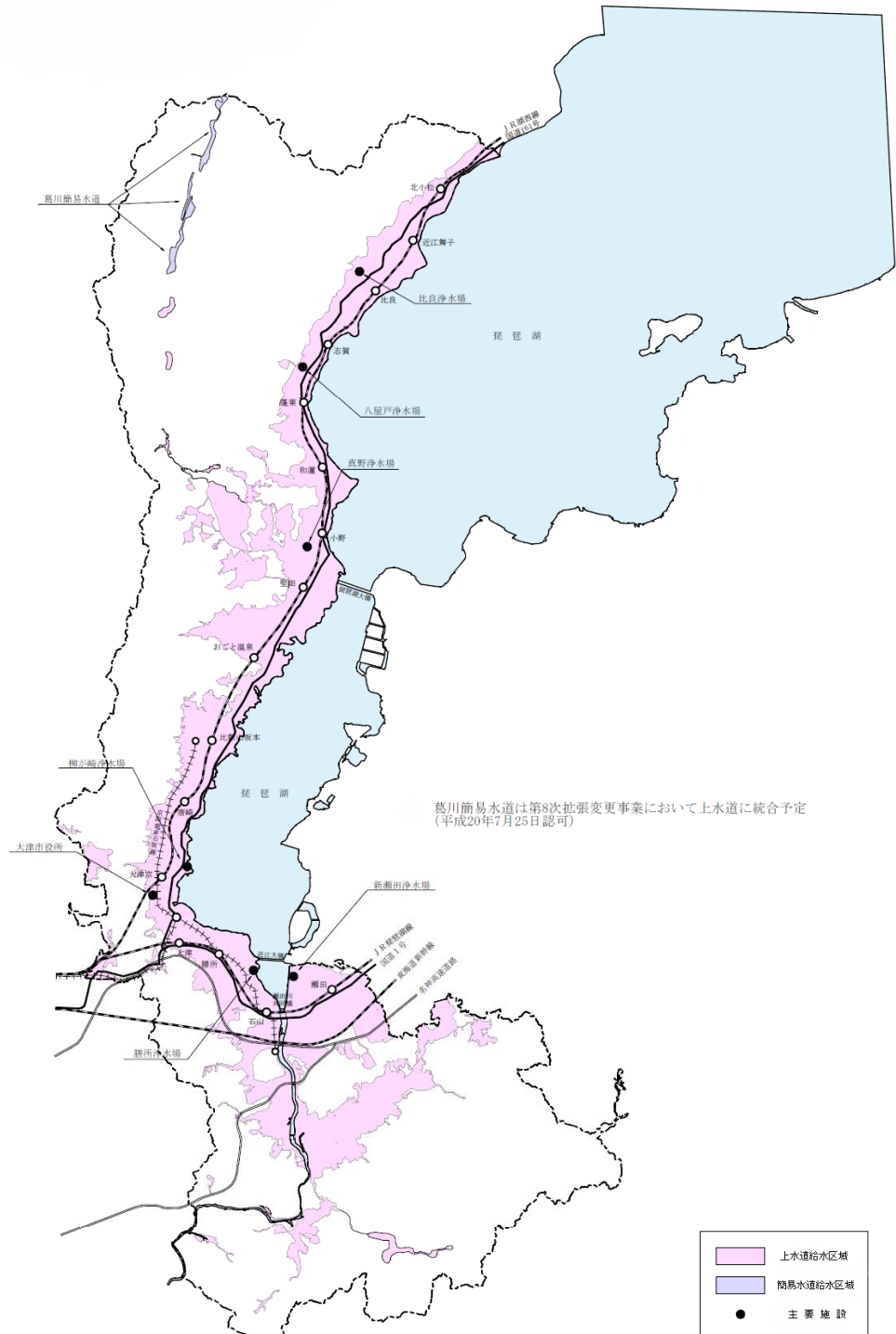
大津市水道事業の沿革は以下のとおりである。

年 月	主な出来事
昭和 3 (1928) 年 2 月	創業事業認可 計画給水人口 40,000 人、計画 1 日最大給水量 5,844 m <sup>3</sup> /日
昭和 5 (1930) 年 5 月	山上浄水場 完成
昭和 5 (1930) 年 6 月	逢坂以北旧大津市給水開始（給水人口 10,882 人）
昭和 10 (1935) 年 2 月	第 1 次拡張事業認可 計画給水人口 64,450 人、計画 1 日最大給水量 6,544 m <sup>3</sup> /日
昭和 22 (1947) 年 4 月	第 3 次拡張事業認可 計画給水人口 84,650 人、計画 1 日最大給水量 25,360 m <sup>3</sup> /日
昭和 23 (1948) 年 3 月	柳が崎浄水場 完成
昭和 30 (1955) 年 10 月	膳所浄水場 完成
昭和 40 (1965) 年 6 月	水質試験所 完成
昭和 42 (1967) 年 3 月	第 5 次拡張事業認可 計画給水人口 174,000 人、計画 1 日最大給水量 104,400 m <sup>3</sup> /日
昭和 42 (1967) 年 4 月	瀬田町及び堅田町と合併
昭和 47 (1972) 年 11 月	瀬田川共同橋 完成
昭和 55 (1980) 年 7 月	真野浄水場 完成
昭和 60 (1985) 年 7 月	新瀬田浄水場 完成
平成元 (1989) 年 4 月	比良浄水場 完成（旧志賀町）
平成 7 (1995) 年 10 月	第 8 次拡張事業認可 計画給水人口 329,000 人、計画 1 日最大給水量 191,400 m <sup>3</sup> /日

年 月	主な出来事
平成 12(2000)年 4 月	八屋戸浄水場 完成
平成 18(2006)年 3 月	志賀町と合併 計画給水人口 349,080 人、計画 1 日最大給水量 202,290 m <sup>3</sup> /日
平成 20(2008)年 3 月	「結の湖都・水道ビジョン」(大津市水道ビジョン・重点実行計画)の策定
平成 20(2008)年 7 月	第 8 次拡張変更事業認可 計画給水人口 356,000 人、計画 1 日最大給水量 185,500 m <sup>3</sup> /日
平成 24(2012)年 3 月	「結の湖都・水道ビジョン」(大津市水道ビジョン・重点実行計画・第Ⅲ期大津市(水道事業)中期経営計画)の改訂版を策定
平成 25(2013)年 3 月	大津市水道事業アセットマネジメントの策定
平成 26(2014)年 3 月	「中長期経営戦略」について検討
平成 27(2015)年 3 月	経営改革プロジェクト会議による検討結果を報告
平成 28(2016)年 3 月	「湖都大津・新水道ビジョン」(重点実行計画・中長期経営計画(経営戦略))の策定

## (2) 給水区域

平成 28 年 3 月末時点の給水区域は以下のとおりである。



### (3) 事業の推移

大津市水道事業の過去5か年度の事業量等の推移は以下のとおりである。

項目	平成23年度 (閏年)	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (*1)	平成27年度 (閏年)	平成26年度 他事業所平均(*2)
行政区域内人口 (人)	340,339 (100.5)	341,489 (100.3)	342,343 (100.3)	342,031 (99.9)	342,163 (100.0)	527,275
給水区域内人口 (人)[A]	338,262 (100.5)	339,521 (100.4)	340,472 (100.3)	340,473 (100.0)	340,679 (100.1)	—
給水人口 (人)[B]	338,141 (100.5)	339,400 (100.4)	340,351 (100.3)	340,304 (100.0)	340,576 (100.1)	502,817
給水戸数 (戸)	143,801 (100.9)	145,451 (101.1)	146,920 (101.0)	147,959 (100.7)	149,209 (100.8)	—
普及率 (%) [B/A]	99.96 (-)	99.96 (-)	99.96 (-)	99.95 (-)	99.97 (-)	95.36
年間配水量 (m <sup>3</sup> ) [C]	43,991,035 (97.9)	43,531,016 (99.0)	42,878,364 (98.5)	42,199,565 (98.4)	41,703,687 (98.8)	58,867,184
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	136,254 (86.6)	135,864 (99.7)	133,674 (98.4)	130,655 (97.7)	127,155 (97.3)	179,996
1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	120,194 (97.6)	119,263 (99.2)	117,475 (98.5)	115,615 (98.4)	113,945 (98.6)	161,280
年間有収水量 (m <sup>3</sup> ) [D]	40,672,921 (97.9)	40,147,586 (98.7)	39,690,193 (98.9)	38,892,214 (98.0)	38,924,620 (100.1)	53,611,407
1日平均有収水量 (m <sup>3</sup> )	111,128 (97.6)	109,993 (99.0)	108,740 (98.9)	106,554 (98.0)	106,351 (99.8)	146,479
有収率 (%) [D/C]	92.5 (-)	92.2 (-)	92.6 (-)	92.2 (-)	93.3 (-)	91.1
配水管総延長 (m)	1,397,510 (102.4)	1,414,157 (101.2)	1,429,890 (101.1)	1,441,928 (100.8)	1,455,229 (100.9)	2,163,670
給水収益 (千円)	5,658,322 (97.1)	5,542,329 (98.0)	5,447,292 (98.3)	5,309,698 (97.5)	5,313,489 (100.1)	8,914,847
総収益 (千円)	6,302,515 (96.9)	6,256,358 (99.3)	6,003,793 (96.0)	6,828,259 (113.7)	6,566,027 (96.2)	10,732,818
総費用 (千円)	5,924,617 (107.8)	5,884,330 (99.3)	5,672,084 (96.4)	7,285,883 (128.5)	5,956,700 (81.8)	10,150,127
純利益 (千円)	377,898 (著減)	372,028 (98.4)	331,709 (89.2)	△457,624 (著減)	609,327 (著増)	582,690
職員数(年度末) (人)	123 (96.9)	120 (97.6)	120 (100.0)	112 (93.3)	107 (95.5)	154

注:表中下段は対前年度比

\*1 平成26年度から新会計基準を適用している。

\*2 他事業所平均は、東京都及び政令指定都市を除く給水人口30万人以上の47事業所の平均(出典:平成26年度地方公営企業年鑑(総務省自治財務局編))

市の人口は平成 32 年度をピークに減少することが予測される中、水需要は平成 8 年度から減少傾向にあり、平成 27 年度の年間配水量及び年間有収水量は、平成 23 年度比でそれぞれ 5.2%減、4.3%減となっている。

今後の水需要の見込みは、家庭用については少子高齢化、節水意識の向上、節水機器の普及、生活様式の変化等により、また、工場・商業用については、専用水道や地下水利用への移行等により、増加は期待できない状況である。

一方で、今後老朽化した送・配水管の布設替等による財政負担の増加が避けられないなど、水道事業の経営環境は厳しさを増すことが予想される。

#### (4) 施設の概要

水源地である琵琶湖から取水し、顧客に給水するまでの流れと主な施設の概要は以下のとおりである。

水の流れ	主な水道施設
取水	水源地（琵琶湖）から原水を取水する施設
導水	取水施設から浄水施設まで原水を送る施設（取水ポンプ、導水管）
浄水	原水をろ過し、浄水（水道水）にする施設（浄水場）
送水	浄水場から配水池へ水を送る施設（送水ポンプ、送水管）
配水	配水池から顧客に水を送る施設（配水管）
給水	給水装置により、顧客が利用

#### 【浄水場の概要】

浄水場	比良	八屋戸	真野
所在地	南比良	八屋戸	真野四丁目
敷地面積(m <sup>2</sup> )	4,825	10,249	22,307
竣工	平成元年 4 月	平成 12 年 4 月	昭和 55 年 7 月
能力(m <sup>3</sup> /日)	4,000	5,200	45,000
浄水処理方法	急速ろ過 粉末活性炭処理	急速ろ過 粉末活性炭処理	急速ろ過 粉末活性炭処理

浄水場	柳が崎	膳所	新瀬田
所在地	柳が崎	本丸町	萱野浦
敷地面積	24,739	10,651	19,930
竣工	昭和23年3月	昭和30年10月	昭和60年7月
能力	45,000	48,800	37,500
浄水処理方法	緩速ろ過 急速ろ過 生物接触ろ過 粉末活性炭処理	急速ろ過 生物接触ろ過 粉末活性炭処理	急速ろ過 粒状活性炭ろ過

なお、平成26年7月、柳が崎浄水場構内に浄水管理センターを整備し、浄水場（6ヶ所）及び加圧・配水施設（75ヶ所）等を集中監視・制御する総合監視体制を構築している。

### （5）料金体系

現行の料金体系は以下のとおりである。

料金改定年月日			平成26年4月1日	
用途別	基本水量	メーター口径	基本料金	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
一般用	10m <sup>3</sup> まで	13mm	907.20円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで
		20mm		
		25mm	1,209.60円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで
		30mm	1,490.40円	
		40mm		3,499.20円
		50mm	196.56円	
		75mm	3,823.20円	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで
		100mm	4,795.20円	
		150mm	9,612.00円	200m <sup>3</sup> を超えるもの
		200mm	15,444.00円	
250mm以上	22,572.00円			
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで		6,048.00円	64.80円

なお、平成27年12月25日に大津市公営企業管理者から大津市水道事業経営検討委員会に諮問のあった「水道料金体系のあり方について」に基づき、平成28年3月22日に大津市水道事業経営検討委員会は以下のとおり答申している。

「水道料金体系のあり方について検討した結果、今後の経営環境や収支見通しから、老朽化する管路・施設の更新や耐震化等の事業実施に必要な費用に充てる収入を確保するためには、水道料金の引き上げ及び、有収水量が減少する状況においても給水収益への影響が小さくなる料金体系とすることが必要であると判断する。（以下省略）」

その後、平成 28 年 9 月議会において水道料金の値上げ改定に関する条例改正案が可決されており、平成 29 年 4 月 1 日以降の水道料金体系は以下のとおりとなる。

料金改定年月日			平成 29 年 4 月 1 日	
用途別	基本水量	メーター口径	基本料金	超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
一般用		13 mm	1,090.80 円	0 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで 5.40 円
		20 mm		
		25 mm	2,170.80 円	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで 157.68 円
		30 mm		
		40 mm	7,290.00 円	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 182.52 円
		50 mm		
		75 mm	38,761.20 円	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 206.28 円
		100 mm		
		150 mm	233,517.60 円	100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで 231.12 円
		200 mm 以上		
公衆浴場用	100 m <sup>3</sup> まで		6,285.60 円	68.04 円

平成 29 年 4 月 1 日の料金改定を含む昭和 56 年 4 月 1 日以降の水道料金の推移は以下のとおりである。

料金改定年月日	メーター口径 20 mm	
	使用量 10 m <sup>3</sup>	使用量 20 m <sup>3</sup>
昭和 56 年 4 月 1 日	435	1,075
昭和 57 年 4 月 1 日	540	1,340
平成 6 年 5 月 1 日(消費税等 3%(外税))	670	1,690
平成 19 年 8 月 1 日(消費税等 5%(内税))	703	1,774
平成 21 年 4 月 1 日(消費税等 5%(内税))	882	2,184
平成 26 年 4 月 1 日(消費税等 8%(内税))	907	2,246
平成 29 年 4 月 1 日(消費税等 8%(内税))	1,144	2,721

## (6) 財務の状況

水道事業の損益計算書及び貸借対照表の3か年度推移は以下のとおりである。なお、平成26年度より新会計基準が適用されている。

### 【損益計算書の3か年度推移】

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
1 営業収益	5,478,701	5,337,033	5,351,016	
(1) 給水収益	5,447,292	5,309,698	5,313,489	※1
(2) 受託工事収益	26,313	22,980	12,537	
(3) その他営業収益	5,095	4,355	24,990	
2 営業費用	5,182,384	5,356,927	5,471,440	※2
(1) 上水道事業費用	5,107,859	5,261,443	5,400,613	
ア 浄水費	954,713	976,354	950,587	
イ 配水費	399,123	435,430	447,861	
ウ 漏水対策費	104,079	65,253	51,573	
エ 給水費	353,197	383,796	352,045	
オ 業務費	247,225	266,480	299,494	
カ 総係費	386,390	270,067	357,957	
キ 減価償却費	2,471,315	2,509,481	2,635,198	※2
ク 資産減耗費	191,813	354,580	305,895	
(2) 簡易水道事業費用	35,313	53,568	57,812	
ア 維持管理費	17,734	17,381	14,735	
イ 減価償却費	16,642	16,570	15,120	
ウ 資産減耗費	936	19,616	27,957	
(3) 受託工事費用	39,212	41,914	13,014	
ア 受託工事費	39,212	41,914	13,014	
営業利益(△は損失)	296,316	△19,893	△120,424	※3
3 営業外収益	486,044	1,231,534	1,207,448	
(1) 受取利息及び配当金	1,255	4,691	4,371	
(2) 加入金	252,540	240,590	184,630	
(3) 他会計負担金	—	45,004	44,723	
(4) 他会計補助金	—	19,542	24,047	
(8) 繰入金	41,179	—	—	
(5) 長期前受金戻入(*)	—	742,193	788,313	※3
(6) 修繕引当金戻入益	100,000	—	—	
(6) 退職給付引当金戻入益	—	28,046	—	
(7) 雑収益	91,068	151,465	161,363	
4 営業外費用	470,947	470,887	481,941	
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	457,724	454,786	448,994	
(2) 雑支出	13,222	16,100	32,947	
経常利益	311,412	740,752	605,082	※3



項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
5 特別利益	39,048	259,691	7,561	
(1) 固定資産売却益	24,391	15,966	7,561	
(2) 過年度損益修正益	14,656	—	—	
(3) その他特別利益(*)	—	243,724	—	※3
6 特別損失	18,751	1,458,067	3,316	
(1) 固定資産売却損	12,079	2,177	3,316	
(2) 減損損失	—	6,807	—	
(3) 過年度損益修正損	6,672	—	—	
(4) その他特別損失(*)	—	1,449,082	—	※3
当年度純利益 (△は純損失)	331,709	△457,623	609,327	※3
その他未処分利益剰余金変動額	—	14,637,033	—	※3
当年度未処分利益剰余金	331,709	14,179,410	609,327	※3

(\*) 会計基準の変更に伴い計上された損益項目である。なお、その他特別利益は修繕引当金の戻入額、その他特別損失は退職給付引当金に係る会計基準変更時差異の一括費用処理額である。

#### ※1 給水収益

平成 27 年度は前年度比 0.07%増と僅かに増加しているが、平成 27 年度は閏年のため営業日が前年度比で 1 日多いことが給水収益に影響しており、依然給水収益は減少傾向にあるといえる。

#### ※2 営業費用 (減価償却費)

平成 27 年度の営業費用は、平成 25 年度比で 289 百万円 (5.6%) 増、平成 26 年度比で 114 百万円 (2.1%) 増となっており、増加傾向にある。

営業費用のうち、平成 27 年度の減価償却費は、平成 25 年度比で 163 百万円 (6.6%) 増、平成 26 年度比で 125 百万円 (5.0%) 増となっており、増加傾向にある。平成 26 年 7 月の浄水管理センターの整備・運用開始による影響の他、耐用年数が到来している水道管等の更新投資に伴う減価償却費の増加は今後も継続するものと考えられる。

#### ※3 会計基準の変更による影響

営業損益は、平成 26 年度に 19 百万円の営業損失を計上し、平成 27 年度は損失額が拡大して 120 百万円の営業損失となっている。

経常損益、当年度純損益の推移からすると、水道事業の収益性の低下が見られないが、会計基準の変更による重要な影響を考慮して各段階損益を再計算すると、収益性の低下が明らかとなる。

<修正損益>

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	備考
営業損益	296	△19	△120	
修正経常損益	311	△1	△183	長期前受金戻入 (営業外収益) を控除
修正当年度純損益	331	5	△178	上記に加え、その他特別損益を控除

【貸借対照表の3か年度推移】

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 土地	4,080,654	4,069,929	4,075,731	
イ 建物	3,139,436	3,893,506	3,894,997	
減価償却累計額	△1,622,170	△1,680,350	△1,770,309	
ウ 構築物	80,710,129	81,924,786	83,010,706	
減価償却累計額	△33,463,928	△34,794,934	△36,346,567	
エ 機械及び装置	17,263,083	19,130,348	19,491,995	
減価償却累計額	△8,787,461	△9,347,329	△9,545,505	
オ 車両運搬具	68,830	67,708	67,552	
減価償却累計額	△60,857	△62,097	△63,134	
カ 工具、器具及び備品	295,161	428,029	472,919	
減価償却累計額	△252,515	△252,206	△277,131	
キ リース資産	—	32,290	31,471	※1
減価償却累計額	—	△6,885	△13,032	※1
ク 建設仮勘定	2,099,626	802,586	404,533	
有形固定資産合計	63,469,988	64,205,384	63,434,225	
(2) 無形固定資産				
ア 施設利用権	10,952	9,964	8,847	
イ 庁舎使用権	43,898	40,856	37,814	
ウ 電話加入権	5,807	5,807	5,807	
エ 預託金	241	237	237	
オ ソフトウェア	—	500	400	
無形固定資産合計	60,899	57,365	53,106	
(3) 投資その他の資産				
ア その他投資	5,600	5,600	5,600	
投資その他の資産合計	5,600	5,600	5,600	
固定資産合計	63,536,488	64,268,350	63,492,932	
2 流動資産				
(1) 現金・預金	2,531,996	3,436,781	4,201,074	
(2) 未収金	675,812	875,972	752,556	
貸倒引当金	—	△13,106	△19,047	※1
(3) 貯蔵品	32,494	44,869	35,115	
(4) その他流動資産	1,875	1,625	1,625	
流動資産合計	3,242,178	4,346,143	4,971,324	
資産合計	66,778,667	68,614,493	68,464,256	
3 固定負債				
(1) 企業債				
簡易水道災害復旧事業費公債	1,480	—	—	
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	—	21,404,530	20,941,981	※3

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
企業債合計	1,480	21,404,530	20,941,981	
(2) リース債務				
ア リース債務	—	15,544	8,454	※ 1
リース債務合計	—	15,544	8,454	
(3) 引当金				
ア 退職給付引当金	—	1,264,365	1,261,592	※ 1
イ 修繕引当金	243,724	—	—	※ 1
引当金合計	243,724	1,264,365	1,261,592	
固定負債合計	245,204	22,684,440	22,212,028	
4 流動負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	—	1,193,726	1,193,611	※ 3
企業債合計	—	1,193,726	1,193,611	
(2) リース債務				
ア リース債務	—	8,265	7,089	※ 1
リース債務合計	—	8,265	7,089	
(3) 未払金	741,290	964,629	930,020	
(4) 未払費用	8,514	7,431	6,763	
(5) 前受金	508,488	434,793	450,441	
(6) 引当金				
ア 賞与引当金	—	62,167	60,198	※ 1
イ 法定福利費引当金	—	10,899	11,042	※ 1
引当金合計	—	73,067	71,240	
(7) その他流動負債	36,152	35,006	34,963	
流動負債合計	1,294,446	2,716,919	2,694,130	
5 繰延収益				
(1) 長期前受金	—	30,718,062	30,617,861	※ 2
収益化累計額	—	△15,282,099	△15,672,380	※ 2
繰延収益合計	—	15,435,963	14,945,481	
負債合計	1,539,651	40,837,323	39,851,640	
6 資本金				
(1) (自己)資本金	11,326,958	11,728,475	26,971,959	※ 2
(2) 借入資本金				
ア 企業債	21,358,884	—	—	※ 3
借入資本金合計	21,358,884	—	—	
資本金合計	32,685,842	11,728,475	26,971,959	
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
ア 受贈財産評価額	3,716,713	504,293	337,084	※ 2
イ 工事負担金	26,454,458	1,104,065	485,893	※ 2
ウ 保険差益	2,500	2,500	—	
エ その他資本剰余金	1,839,439	50,071	—	※ 2

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
資本剰余金合計	32,013,112	1,660,931	822,977	
(2) 利益剰余金				
ア 利益積立金	208,352	208,352	208,352	
イ 当年度未処分利益剰余金	331,709	14,179,410	609,327	※2
利益剰余金合計	540,062	14,387,762	817,679	
剰余金合計	32,553,174	16,048,694	1,640,657	
資本合計	65,239,016	27,777,169	28,612,616	
負債資本合計	66,778,667	68,614,493	68,464,256	

<会計基準の変更による影響>

※1 会計基準の変更による新たな会計処理の採用①

リース会計の導入、貸倒引当金・退職給付引当金・賞与引当金及び同法定福利費引当金の計上が求められることになり、これまで簿外資産・負債であったものが、貸借対照表に計上されている。

また、従来認められていた修繕引当金は会計基準の変更により引当金の計上要件を満たさなくなったため、全額取崩処理が行われている。

これらにより、公営企業の財政状態の実態がより明らかになったといえる。

※2 会計基準の変更による新たな会計処理の採用②

従来償却資産の取得または改良に充てるための補助金等は資本剰余金に計上されていたが、会計基準の変更により、繰延収益（長期前受金）として負債に計上し、償却資産の減価償却に合わせて、見合いの額を収益化することになった。

これにより、公営企業の財政状態の実態がより明らかになったといえる。

なお、市水道事業では、当該収益化による利益剰余金の増加額を市議会の議決により処分し、（自己）資本金に組入れている（平成 26 年度決算に基づく未処分利益剰余金の組入れ額 14,179 百万円）。

※3 会計基準の変更による表示区分の変更

従来建設改良費等の財源に充てるための企業債残高は、借入資本金として資本金に含められていたが、会計基準の変更により、民間企業と同じく、1年基準により負債計上されることになった。

これにより、公営企業の財政状態の実態がより明らかになったといえる。

## 2. 大津市ガス事業の概要

### (1) ガス事業の歴史（沿革）

昭和9年2月に近江瓦斯株式会社が創立され、昭和10年11月に大津市長と同社との間で事業引継ぎの仮契約が成立、昭和12年1月に商工大臣からガス事業譲受の許可を取得し、同年3月にガス供給を開始している。供給区域は旧大津市及び旧膳所町一円で、供給戸数は1,426戸であった。

昭和20年4月には第二次世界大戦の影響により、需要家へのガス供給を停止したが、昭和22年1月には一般需要家へのガス供給を再開し、以後経済復興とあいまって家庭用燃料、工業用燃料としてガス需要は著しく増加することになる。

平成27年度末時点において、供給戸数95,260戸、年間販売量161,528千 $\text{m}^3$ となっている。

大津市ガス事業の沿革は以下のとおりである。

年 月	主な出来事
昭和9(1934)年2月	近江瓦斯株式会社創立
昭和10(1935)年11月	大津市長と近江瓦斯株式会社との間に事業引継ぎの仮契約成立
昭和12(1937)年1月	商工大臣からガス事業譲受の許可取得
昭和12(1937)年3月	ガス供給を開始 供給区域は旧大津市及び旧膳所町一円で、供給戸数は1,426戸
昭和20(1945)年4月	第二次世界大戦の影響で大阪瓦斯株式会社からのガス輸送量が激減し、需要家へのガス供給を停止
昭和22(1947)年1月	一般需要家へのガス供給再開 以後、経済復興とあいまって家庭用燃料、工業用燃料としてガス需要は著しく増加、順次供給区域を拡張
昭和28(1953)年	第一次5か年計画作成
昭和33(1958)年	第二次5か年計画作成
昭和38(1963)年	第三次5か年計画作成
昭和43(1968)年	第四次5か年計画作成
昭和47(1972)年11月	瀬田川共同橋 完成
昭和54(1979)年6月	天然ガス転換完了 (4,500kcal/ $\text{m}^3$ から11,000 kcal/ $\text{m}^3$ )
昭和55(1980)年11月	大津湖南幹線パイプライン 完成
昭和60(1985)年3月	大津湖南幹線パイプラインから分岐の草津幹線（近江大橋ルート） 完成
昭和63(1988)年8月	中庄北部幹線パイプライン 完成
平成8(1996)年11月	料金改定（複数2部料金制へ変更、原料費調整制度導入）
平成15(2003)年2月	都市ガス標準熱量変更 (46.04655MJ/ $\text{m}^3$ から45MJ/ $\text{m}^3$ ) 料金改定（実質平均改定率：小口部門全体△6.61%、供給約款料

年 月	主な出来事
	金△5.32%)
平成 15(2003)年 8 月	家庭用ガスコージェネレーションシステム契約料金の新設
平成 19(2007)年 8 月	料金改定（改定率：小口部門全体△7.75%、供給約款料金△6.82%）
平成 21(2009)年 9 月	原料費調整制度の改正（3・3・3制度から3・2・1制度に変更）
平成 25(2013)年	第Ⅲ期大津市（ガス事業）中期経営計画の策定
平成 25(2013)年 6 月	料金改定（改定率：小口部門全体△3.96%、供給約款料金△3.94%）
平成 26(2014)年 4 月	料金改定（消費税率の変更）

なお、平成 27 年 3 月末現在、一般ガスの事業者数は 206 社となっている。電力事業者（10 社）と比較して事業者数が多く、供給形態や規模も様々である。

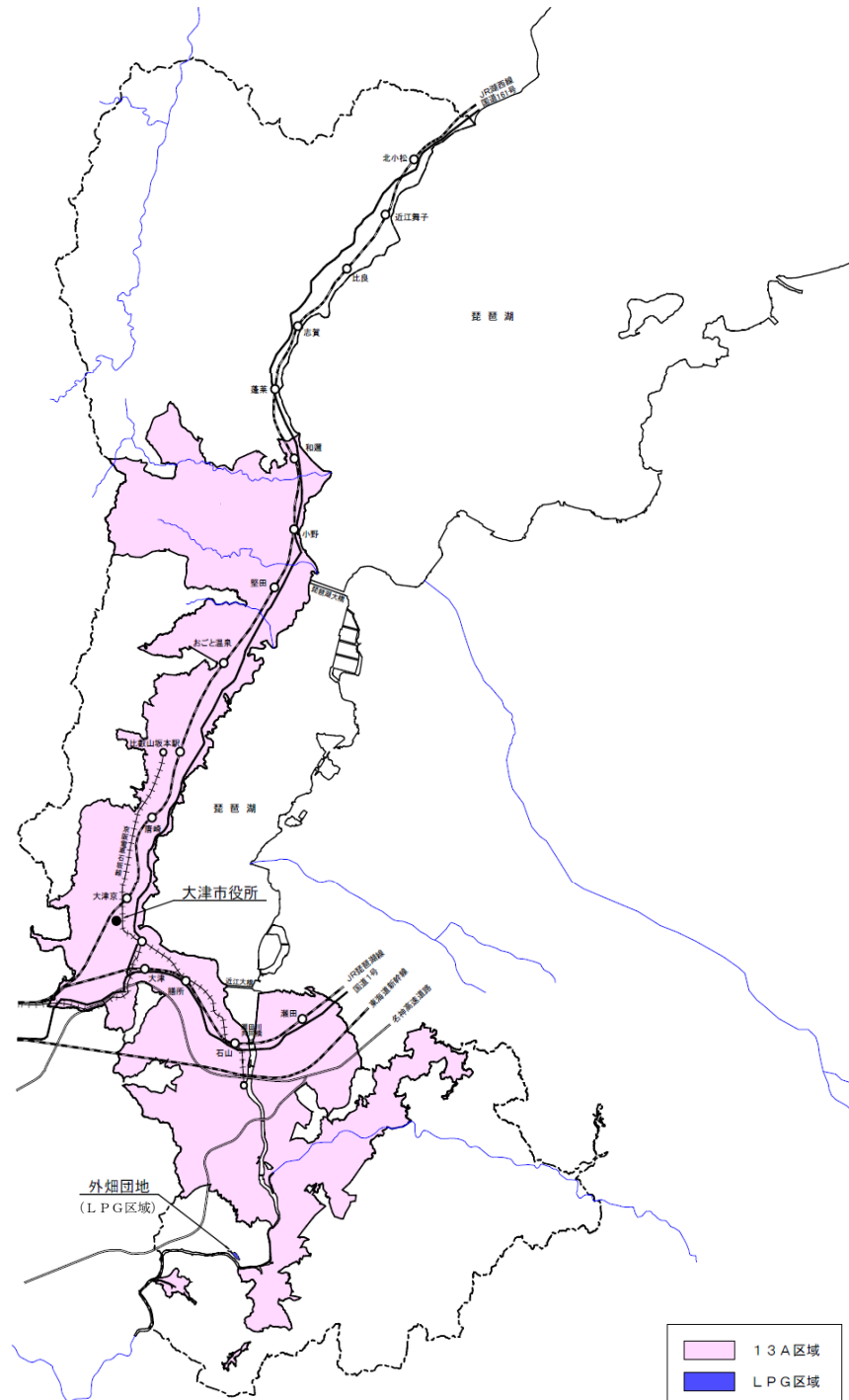
一般ガス事業者のうち、公営ガス事業者は 26 社であり、ここに市ガス事業も含まれる。公営ガス事業者の中で、市ガス事業は需要家数、ガス販売量、ガス売上高において第 2 位の位置にある。

#### 【公営ガス事業者の状況（平成 26 年度実績）】

No	事業者	需要家数 (個)	ガス販売量 (千m <sup>3</sup> /45MJ)	ガス売上高 (百万円)	従業者数 (人)
1	仙台市	345,524	261,113	37,581	451
2	大津市	100,634	170,848	18,071	114
3	習志野市	75,664	63,776	7,071	59
4	金沢市	70,871	41,744	7,611	123
5	上越市	52,957	61,621	5,965	51
6	柏崎市	30,652	29,034	3,178	28
7	福井市	24,769	20,133	3,446	35
～					
26	長万部町	1,126	250	71	6

## (2) 供給区域

平成 28 年 3 月末時点の供給区域は以下のとおりである。



### (3) 事業の推移

大津市ガス事業の過去5か年度の事業量等の推移は以下のとおりである。

項目	平成23年度 (閏年)	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (*1)	平成27年度 (閏年)	平成26年度 他事業所平均(*2)
行政区域内人口 (人)	340,339 (100.5)	341,489 (100.3)	342,343 (100.3)	342,031 (99.9)	342,163 (100.0)	—
供給区域内戸数 (戸)[A]	130,777 (104.5)	131,665 (100.7)	133,334 (101.3)	134,324 (100.7)	135,853 (101.1)	81,750
供給戸数 (戸)[B]	94,293 (99.8)	94,425 (100.1)	94,639 (100.2)	94,782 (100.2)	95,260 (100.5)	54,961
普及率 (%)[B/A]	72.1 (-)	71.7 (-)	71.0 (-)	70.6 (-)	70.1 (-)	67.2
年間購入量 (m <sup>3</sup> )	178,604,134 (95.1)	167,018,210 (93.5)	163,263,913 (97.8)	166,528,123 (102.0)	156,718,128 (94.1)	51,946,090
1日平均購入量 (m <sup>3</sup> )	487,989 (94.8)	457,584 (93.8)	447,298 (97.8)	456,242 (102.0)	428,192 (93.9)	142,318
年間販売量 (m <sup>3</sup> )	186,587,132 (95.5)	174,958,014 (93.8)	169,148,095 (96.7)	170,854,276 (101.0)	161,528,395 (94.5)	51,821,970
1日平均販売量 (m <sup>3</sup> )	509,801 (95.2)	479,337 (94.0)	463,420 (96.7)	468,093 (101.0)	441,335 (94.3)	141,978
導管(本支管)総延長 (m)	1,211,688 (101.6)	1,227,589 (101.3)	1,245,896 (101.5)	1,258,172 (101.0)	1,270,494 (101.0)	873,372
ガス売上 (千円)	15,830,452 (109.0)	16,247,151 (102.6)	17,054,904 (105.0)	18,072,763 (106.0)	14,161,594 (78.4)	6,507,196
総収益 (千円)	16,455,016 (105.3)	16,876,288 (102.6)	17,624,060 (104.4)	20,155,437 (114.4)	14,678,250 (72.8)	7,371,889
総費用 (千円)	15,017,850 (106.0)	15,048,272 (100.2)	16,529,608 (109.8)	18,224,777 (110.3)	14,109,949 (77.4)	7,031,950
純利益 (千円)	1,437,166 (98.4)	1,828,016 (127.2)	1,094,452 (59.9)	1,930,660 (176.4)	568,301 (著減)	339,939
職員数(年度末) (人)	109 (100.0)	109 (100.0)	105 (96.3)	102 (97.1)	100 (98.0)	63

注:表中下段は対前年度比

\*1 平成26年度から新会計基準を適用している。

\*2 他事業所平均は、供給戸数1万戸以上の14事業所の平均(出典:平成26年度地方公営企業年鑑(総務省自治財務局編))

市の人口は平成32年度をピークに減少することが予測される中、直近5か年度の供給戸数は僅かに増加しているものの、販売量は減少傾向にある。様々な要因が考えられるが、東日本大震災以降続く省エネ意識の浸透による節約志向、省エネ機器の普及、オール電化住宅など他のエネルギーとの競争による影響などが考えられる。



収益面では比較的安定して利益を計上しているが、平成 29 年 4 月 1 日からガスの小売の全面自由化が施行されるため、経営環境は今後ますます不透明感を増すものと考えられる。

#### (4) 施設の概要

市ガス事業においては、大阪瓦斯株式会社からガスを購入し、それぞれ 5 つの地域（水保・藤尾・南草津・新浜・大石）に設置された大阪瓦斯株式会社の基メーターを經由して、市内に受入れを行っている。

北部は守山市（水保）から堅田地域へ、中部は京都市から藤尾地域へ、南部は草津市（南草津、新浜）から瀬田地域へ、また、大阪瓦斯株式会社近畿幹線京滋ラインの供用開始（平成 15 年 9 月 30 日）に伴い、大石地域からも受入れを行っている。

#### 【導管口径別布設延長】

(単位：m)

種類	口径	鋼管	铸铁管	PE管	計
中圧本管	600 mm ～ 100 mm	156,604	170	—	156,774
低圧本管	300 mm ～ 100 mm	16,067	423,047	162,928	602,042
低圧支管	80 mm ～ 32 mm	222,444	—	289,234	511,678
合計		395,115	423,217	452,162	1,270,494

## (5) 料金体系

平成 27 年度末時点の料金体系（消費税等込）は以下のとおりである。

都市ガス料金には、原料費調整（スライド）制度が採用されている。

原料費調整制度とは、為替レートや原油価格の動きにより、都市ガスの原料である液化天然ガスなどの費用が、基準となる原料価格（基準平均原料価格）に対して上昇あるいは低下した場合に、その変動幅に応じてガス料金を調整する制度である。

### (ア) ガス料金の調整方法

基準となる原料価格（基準平均原料価格）と、貿易統計に基づく 3 か月の平均原料価格を比較し、その変動額 100 円/トニックにつき、従量料金単価 0.0081 円（税抜）を調整する。ただし、料金の大幅な変動を避けるため、基準平均原料価格の 1.6 倍を平均原料価格の調整上限値として設定し、毎月調整を行う。

### (イ) 原料費調整の適用時期

3 か月間の平均原料価格を、中 2 か月の間隔をおいて、次の 1 か月分の従量料金単価へ反映する。

### (ウ) ガス料金への反映

毎月の従量料金単価は、あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算して算定する。

料金改定年月日		平成 26 年 4 月 1 日			
都市ガス	一般料金	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/㎡)
		A	0 ㎡から 20 ㎡まで	689.14	※158.37
		B	20 ㎡を超え 50 ㎡まで	1,041.94	※140.73
		C	50 ㎡を超え 100 ㎡まで	1,149.94	※138.57
		D	100 ㎡を超え 200 ㎡まで	1,263.08	※137.44
		E	200 ㎡を超え 500 ㎡まで	1,911.08	※134.20
	F	500 ㎡を超える場合	2,980.80	※132.06	
	家庭用 ガス温 水床暖 房契約	その他期 (4 月～11 月)	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)
A	0 ㎡から 20 ㎡まで	689.14	※158.37		
B	20 ㎡を超える場合	1,725.94	※106.53		

料金改定年月日			平成 26 年 4 月 1 日			
	冬期 (12月～3月)	C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.37	
		D	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.73	
		E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	2,888.22	※103.81	
		F	100 m <sup>3</sup> を超える場合	3,001.37	※102.68	
家庭用 空調 契約		料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
		その他期 (4月～11月)	A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.37
	冬期 (12月～3月)	B	20 m <sup>3</sup> を超える場合	2,049.94	※90.33	
		C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.37	
		D	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.73	
		E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	2,888.22	※103.81	
		F	100 m <sup>3</sup> を超える場合	3,001.37	※102.68	
家庭用 コー ジェネ レー ション システム契約		料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
		その他期 (4月～11月)	A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.37
	冬期 (12月～3月)	B	20 m <sup>3</sup> を超える場合	2,137.37	※85.96	
		C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.37	
		D	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.73	
		E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	3,345.94	※94.65	
		F	100 m <sup>3</sup> を超える場合	3,510.51	※93.01	
小 型 空 調 契 約		料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
		その他期 (4月～11月)	A	0 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	864.00	※100.28
	冬期 (12月～3月)	※127.28				
	その他期 (4月～11月)	B	50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	1,296.00	※91.64	
	冬期 (12月～3月)				※118.64	
	その他期 (4月～11月)	C	200 m <sup>3</sup> を超える場合	3,219.42	※82.02	
	冬期 (12月～3月)				※109.02	
空調夏期契約 (4月～11月適用)			定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
	1種		32,400.00	864.00	※ 70.61	
	2種		9,720.00	864.00	※ 79.25	

※原料費調整制度により、基準単位料金は毎月、調整される。

料金改定年月日		平成 26 年 4 月 1 日		
L P G	使用料区分	区画別基準 使用量(m <sup>3</sup> )	区画別基準 料金(円)	単位料金 (0.1 m <sup>3</sup> 当たり)(円)
	最初の 1.5 m <sup>3</sup> まで	-	776.52	-
	1.5 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	1.5	776.52	35.478
	15 m <sup>3</sup> を超えるもの	15	5,566.05	24.894

なお、平成 24 年 10 月 1 日に施行された「租税特別措置法等の一部を改正する法律」により、石油石炭税の税率が段階的に引き上げられたことに伴い、平成 28 年 6 月 1 日から、石油石炭税の増税分として 1 m<sup>3</sup>あたり 0.21 円の値上げを行っている。

料金改定年月日		平成 28 年 6 月 1 日				
都 市 ガ ス	一 般 料 金	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
		A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58	
		B	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.94	
		C	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	1,149.94	※138.78	
		D	100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	1,263.08	※137.65	
		E	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	1,911.08	※134.41	
		F	500 m <sup>3</sup> を超える場合	2,980.80	※132.27	
	家庭用 ガス温 水床暖 房契約	その他期 (4月～11月)	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
			A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58
		冬期 (12月～3月)	B	20 m <sup>3</sup> を超える場合	1,725.94	※106.74
			C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58
			D	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.94
			E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	2,888.22	※104.02
	家庭用 空 調 契 約	その他期 (4月～11月)	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
		冬期 (12月～3月)	A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58
			B	20 m <sup>3</sup> を超える場合	2,049.94	※90.54
			C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58
D			20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.94	

料金改定年月日			平成 28 年 6 月 1 日					
家庭用 コー ジェネ レー ション システ ム契約		E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	2,888.22	※104.02			
		F	100 m <sup>3</sup> を超える場合	3,001.37	※102.89			
	料金表	使用量区分	基本料金 (円/月)		基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )			
			その他期 (4月～11月)	A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58	
	冬期 (12月～3月)	A	B	20 m <sup>3</sup> を超える場合	2,137.37	※86.17		
			C	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	689.14	※158.58		
			D	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	1,041.94	※140.94		
			E	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	3,345.94	※94.86		
	F	B	F	100 m <sup>3</sup> を超える場合	3,510.51	※93.22		
			料金表		使用量区分		基本料金 (円/月)	
	小 型 空 調 契 約	その他期 (4月～11月)	A	0 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	864.00	※100.49		
						冬期 (12月～3月)	※127.49	
		その他期 (4月～11月)	B	50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	1,296.00	※91.85		
						冬期 (12月～3月)	※118.85	
その他期 (4月～11月)		C	200 m <sup>3</sup> を超える場合	3,219.42	※82.23			
					冬期 (12月～3月)	※109.23		
空調夏期契約 (4月～11月適用)			定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )			
	1種	32,400.00	864.00	※ 70.82				
	2種	9,720.00	864.00	※ 79.46				

※原料費調整制度により、基準単位料金は毎月、調整される。

料金改定年月日		平成 28 年 4 月 1 日		
L P G	使用料区分	区画別基準 使用量(m <sup>3</sup> )	区画別基準 料金(円)	単位料金 (0.1 m <sup>3</sup> 当たり)(円)
	最初の 1.5 m <sup>3</sup> まで	-	776.52	-
	1.5 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	1.5	776.52	35.535
	15 m <sup>3</sup> を超えるもの	15	5,566.05	24.951

## (6) 財務の状況

ガス事業の損益計算書及び貸借対照表の3か年度推移は以下のとおりである。なお、平成26年度より新会計基準が適用されている。

### 【損益計算書の3か年度推移】

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
1 製品売上	17,054,903	18,072,763	14,161,594	
(1) ガス売上	17,054,903	18,072,763	14,161,594	※1
2 売上原価	12,998,321	14,211,033	10,357,595	
(1) 製品仕入高	13,000,029	14,212,809	10,358,815	※1
(2) 自家使用高	1,708	1,775	1,219	
売上総利益	4,056,582	3,861,729	3,803,998	※1
3 供給販売費	2,774,321	3,147,441	2,800,373	
(1) 供給販売費	2,774,321	3,147,441	2,800,373	
4 一般管理費	334,086	284,737	352,560	
(1) 一般管理費	334,086	284,737	352,560	
営業利益	948,173	429,551	651,064	※2
5 営業雑収益	312,979	440,395	410,794	
(1) 受注工事収益	312,670	437,893	410,740	
(2) その他営業雑収益	309	2,501	54	
6 営業雑費用	330,358	435,294	408,765	
(1) 受注工事費用	330,358	435,294	408,765	
営業総利益	930,795	434,652	653,094	
7 営業外収益	256,160	155,032	105,860	
(1) 受取利息及び配当金	39,985	43,685	25,937	
(2) 他会計負担金	—	7,465	11,865	
(3) 繰入金	8,161	—	—	
(4) 長期前受金戻入(*)	—	3,787	4,873	※2
(5) 引当金戻入益	—	28,547	—	
(6) 退職給与引当金戻入益	62,712	—	—	
(7) 修繕引当金戻入益	115,514	—	—	
(8) 雑収益	29,788	71,547	63,183	
8 営業外費用	89,245	70,655	30,695	
(1) 支払利息	71,862	58,596	24,684	
(2) 雑支出	17,383	12,059	6,010	
経常利益	1,097,710	519,029	728,259	※2
9 特別利益	15	1,487,245	0	
(1) 固定資産売却益	15	—	0	
(2) その他特別利益(*)	—	1,487,245	—	※2
10 特別損失	3,274	75,614	159,958	
(1) 固定資産売却損	—	364	26,435	

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
(2) 減損損失	—	4,730	63	
(3) その他特別損失	—	70,520	133,460	
(4) 過年度損益修正損	3,274	—	—	
当年度純利益	1,094,451	1,930,659	568,300	※ 2
その他未処分利益剰余金変動額	—	2,285	—	
当年度未処分利益剰余金	1,094,451	1,932,944	568,300	

(\*) 会計基準の変更に伴い計上された損益項目である。なお、その他特別利益は修繕引当金の戻入額である。

※ 1 ガス販売の状況

年間販売量・購入量とガス売上・製品仕入の関係は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ガス売上	17,054,903	18,072,763	14,161,594
年間販売量(千m <sup>3</sup> )	169,148	170,854	161,528
平均単価(円/m <sup>3</sup> )	100.83	105.78	87.67
製品仕入高	13,000,029	14,212,809	10,358,815
平均単価(円/m <sup>3</sup> )(*)	76.86	83.19	64.13
売上総利益	4,056,582	3,861,729	3,803,998
売上総利益率(%)	23.8	21.4	26.9

(\*) 製品仕入の平均単価は、年間販売量と年間購入量に差異があるため、年間販売量に基づき算定している。

原料価格の高騰時には利益率の低下が見られるが、一方で販売量も利益金額に大きな影響を与えるため、利益の確保には、原料価格の高騰を吸収するための料金体系、販売量の維持が重要となる。

※ 2 会計基準の変更による影響

会計基準の変更による影響を考慮した修正経常損益、修正当年度純損益は以下のとおりである。

平成 26 年度は天然ガスの原料価格の高騰等から落ち込みが見られるが、引き続き安定して利益を計上している。

<修正損益>

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	備考
営業損益	948	429	651	
修正経常損益	1,097	515	723	長期前受金戻入(営業外収益)を控除
修正当年度純損益	1,094	439	563	上記に加え、その他特別損益を控除

【貸借対照表の3か年度推移】

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
ア 供給設備	43,111,862	43,984,545	45,143,762	
減価償却累計額	△32,705,386	△33,460,644	△34,249,777	
イ 業務設備	499,219	543,341	378,272	
減価償却累計額	△270,475	△286,830	△168,561	
ウ 建設仮勘定	49,638	44,013	131,728	
有形固定資産合計	10,684,857	10,824,424	11,235,425	
(2) 無形固定資産				
ア 電話加入権	711	711	711	
イ 預託金	249	223	232	
無形固定資産合計	961	935	944	
(3) 投資その他の資産				
ア 投資有価証券	1,999,800	1,000,000	—	
イ その他投資	22,606	22,606	22,606	
投資その他の資産合計	2,022,406	1,022,606	22,606	
固定資産合計	12,708,225	11,847,965	11,258,976	
2 流動資産				
(1) 現金・預金	13,853,246	13,952,688	13,378,346	
(2) 売掛金	1,793,585	1,974,731	1,392,359	
貸倒引当金	—	△29,096	△37,197	※1
(3) 未収金	—	24,362	37,057	
(4) 有価証券	—	1,000,000	1,000,000	
(5) 貯蔵品	93,086	61,766	63,103	
(6) 未収入金	55,639	—	—	
(7) その他流動資産	3,750	3,250	3,250	
流動資産合計	15,799,307	16,987,702	15,836,920	
資産合計	28,507,532	28,835,668	27,095,896	
3 固定負債				
(1) 企業債				
ア 企業債	2,323,206	—	—	※2
企業債合計	2,323,206	—	—	
(2) リース債務				
ア リース債務	—	16,842	8,811	※1
リース債務合計	—	16,842	8,811	
(3) 引当金				
ア 退職給付引当金	1,146,539	1,035,268	1,018,367	※1
イ 修繕引当金	1,487,245	—	—	※1
引当金合計	2,633,784	1,035,268	1,018,367	
固定負債合計	4,956,990	1,052,110	1,027,178	
4 流動負債				



項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	—	1,952,873	—	※2
企業債合計	—	1,952,873	—	
(2) リース債務				
ア リース債務	—	9,456	8,031	※1
リース債務合計	—	9,456	8,031	
(3) 買掛金	1,377,074	1,616,324	971,413	
(4) 未払金	569,365	607,407	922,809	
(5) 未払費用	6,850	7,199	7,419	
(6) 前受金	155,717	146,513	139,515	
(7) 預り金	18,952	11,554	10,650	
(8) 引当金				
ア 賞与引当金	—	57,043	57,652	※1
イ 法定福利費引当金	—	10,002	10,611	※1
引当金合計	—	67,045	68,263	
(9) その他流動負債	3,750	3,250	3,250	
流動負債合計	2,131,711	4,421,625	2,131,352	
5 繰延収益				
(1) 長期前受金	—	75,733	87,570	
収益化累計額	—	△6,067	△10,894	
繰延収益合計	—	69,665	76,676	
負債合計	7,088,701	5,543,402	3,235,207	
6 資本金				
(1) 資本金	17,120,350	17,864,802	20,042,265	
資本金合計	17,120,350	17,864,802	20,042,265	
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
ア 受贈財産評価額	—	—	122	
イ 工事負担金	—	5,297	—	
ウ その他資本剰余金	78,001	13,194	—	
資本剰余金合計	78,001	18,491	122	
(2) 利益剰余金				
ア 減債積立金	576,026	576,026	—	
イ 原価変動調整積立金	950,000	950,000	950,000	
ウ 災害対策積立金	1,600,000	1,950,000	2,300,000	
エ 当年度未処分利益剰余金	1,094,451	1,932,944	568,300	
利益剰余金合計	4,220,478	5,408,971	3,818,300	
剰余金合計	4,298,480	5,427,463	3,818,423	
資本合計	21,418,830	23,292,265	23,860,689	
負債資本合計	28,507,532	28,835,668	27,095,896	

- ※1 会計基準の変更による新たな会計処理の採用  
リース会計の導入、貸倒引当金・退職給付引当金・賞与引当金及び同法定福利費引当金の計上が求められることになり、これまで簿外資産・負債であったものが、貸借対照表に計上されている。  
また、従来認められていた修繕引当金は会計基準の変更により引当金の計上要件を満たさなくなったため、全額取崩処理が行われている。  
これらにより、公営企業の財政状態の実態がより明らかになったといえる。  
なお、市ガス事業では、新会計基準の適用前から新会計基準に基づく退職給付引当金を計上していたことから、会計基準の変更が損益に与える影響は限定的である。
- ※2 企業債の繰上償還  
平成26年度末時点において企業債残高は1,952百万円であったが、財務体質の更なる改善を進めるため、平成27年度に一括繰上償還(1,793百万円)を行い、平成27年度末時点において無借金経営となっている。

### 3. 大津市企業局の組織の概要

#### (1) 組織体制

企業局は、市の水道、下水道、ガスの3つのライフライン事業の経営を担っており、市民生活や都市活動に欠かすことのできない安全で安定した水とガスの供給、汚水・雨水の処理を最大の使命として事業を運営している。

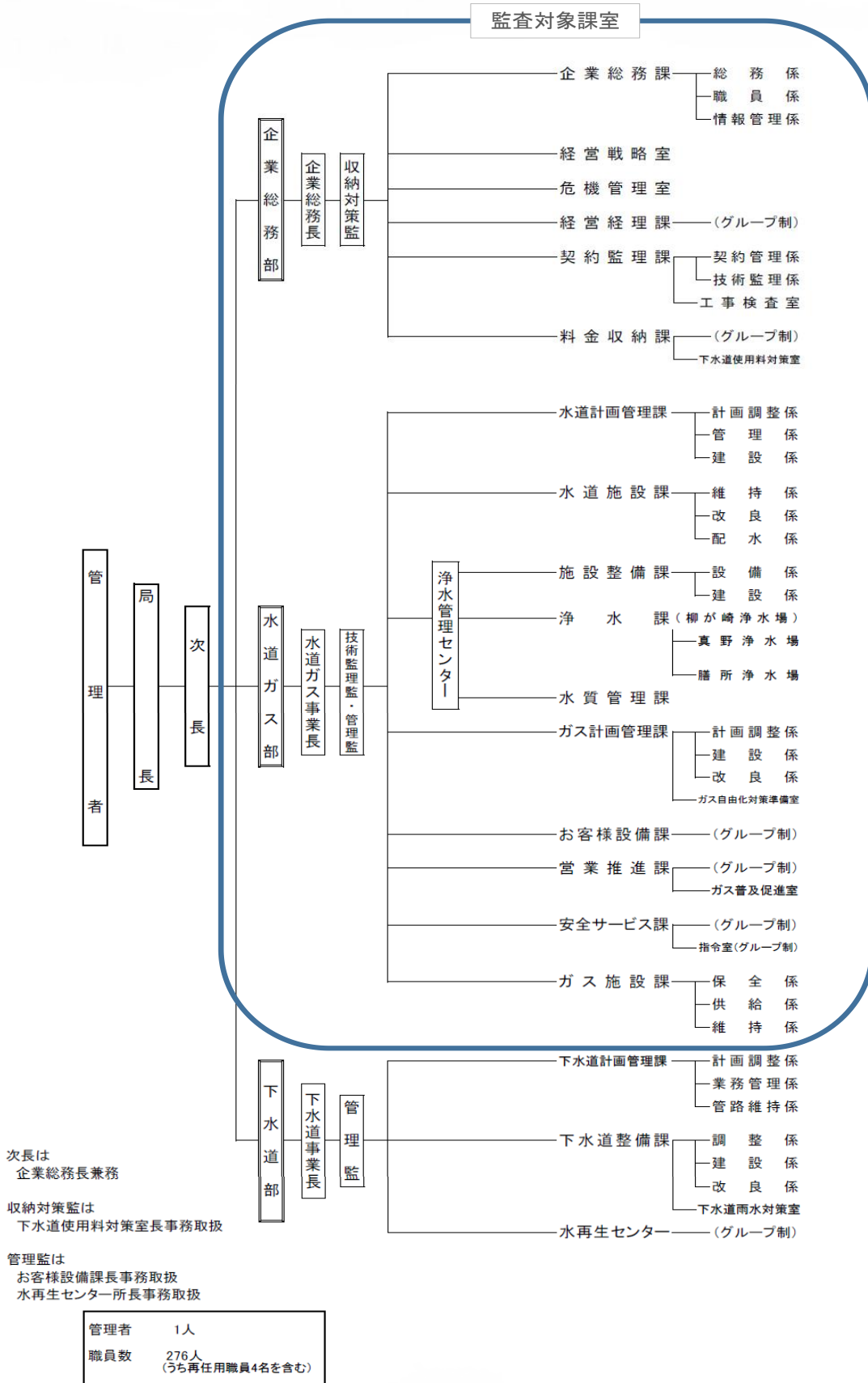
組織体制は、公営企業管理者の下、人事、法務、経理等管理業務を担う「企業総務部」、水道及びガス事業を担う「水道ガス部」、下水道事業を担う「下水道部」の3つの部で構成されている。

平成27年4月1日現在の職員数は正規職員と再任用職員を合わせ、276名である。

企業局は、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業）であり、一般的に行政の事務に要する経費は、権力的に賦課徴収される税金によって賄われるが、地方公営企業はサービスの対価である料金収入によって運営している。

地方公営企業は、住民の福祉の増進を図ることを第一義とするが、一方で受益者負担の原則の下、企業としての経済性を発揮し、効率的な業務執行と経費の節減を図ることにより、健全経営を維持しながら行われなければならない。

平成27年4月1日現在の企業局の組織図は以下のとおりである。



## (2) 人員体制

平成 26 年度及び平成 27 年度末時点の課別職員数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

部	課室	職員		臨時職員		嘱託職員		計		
企業総務部	企業総務課	15	15	2	1	1	2	18	18	
	経営戦略室	3	5	0	0	1	0	4	5	
	危機管理室	2	1	0	0	0	0	2	1	
	経営経理課	15	11	1	1	0	0	16	12	
	契約監理課	13	13	1	1	3	3	17	17	
	料金収納課	20	20	1	2	1	2	22	24	
水道ガス部	水道計画管理課	18	16	1	1	0	0	19	17	
	水道施設課	18	19	1	1	1	0	20	20	
	浄水管理センター	施設整備課	12	10	0	1	1	0	13	11
		浄水課	10	10	0	0	5	5	15	15
		浄水課真野浄水場	4	4	0	0	1	1	5	5
		浄水課膳所浄水場	3	2	0	0	1	3	4	5
		浄水課新瀬田浄水場	1	0	0	0	2	0	3	0
		水質管理課	8	8	0	0	0	0	8	8
	ガス計画管理課	21	22	1	1	2	2	24	25	
	お客様設備課	24	24	2	2	4	4	30	30	
	営業推進課	10	7	4	4	2	3	16	14	
	安全サービス課	32	32	1	2	4	2	37	36	
ガス施設課	18	18	3	3	1	1	22	22		
下水道部	下水道計画管理課	14	16	0	0	2	2	16	18	
	下水道整備課	13	13	1	1	1	1	15	15	
	水再生センター	8	8	0	0	1	1	9	9	
合 計		282	274	19	21	34	32	335	327	

注：左欄が平成 26 年度、右欄が平成 27 年度である。

### (3) 事務分掌

各課室係は以下の事務分掌に基づき業務を行っている。

部	課室	係	事務分掌
企業総務部	企業総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局管理規程等の制定及び改廃に関すること。</li> <li>・局の財産管理、登記及び処分等の総括に関すること。</li> <li>・局の広報活動に関すること。</li> <li>・公印の保管に関すること。</li> <li>・局及び課の一般庶務に関すること。</li> </ul>
		職員係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。</li> <li>・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。</li> <li>・職員の研修計画及び実施に関すること。</li> <li>・職員の福利厚生に関すること。</li> <li>・職員の衛生管理及び安全管理に関すること。</li> <li>・労働組合に関すること。</li> <li>・職員研修施設の維持管理に関すること。</li> </ul>
		情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算組織の利用に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>・電子計算組織の運営及び管理に関すること。</li> </ul>
	経営戦略室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・局の事業の総合計画に関すること。</li> <li>・水道事業、下水道事業及びガス事業の基本計画の総合調整に関すること。</li> <li>・水道事業、下水道事業及びガス事業の経営戦略に関すること。</li> <li>・経営計画の策定及び進捗管理に関すること。</li> <li>・経営に係る企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>・料金及び使用料の制度の調査及び研究に関すること。</li> <li>・料金改定の総合調整及び料金設定に関すること。</li> <li>・各事業の運営に関する資料の収集に関すること。</li> <li>・諸統計に関すること。</li> <li>・室の一般庶務に関すること。</li> </ul>
	危機管理室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等危機事案に係る対策に関すること。</li> <li>・災害等危機事案に係る関係機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>・企業局災害対策本部及び企業局事故対策本部に関すること。</li> <li>・室の一般庶務に関すること。</li> </ul>
	経営経理課	出納G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入及び支出処理に関すること。</li> <li>・収入及び支出等書類の審査に関すること。</li> <li>・資金計画の策定に関すること。</li> <li>・局内各課の出納事務の一括処理に関すること。</li> <li>・その他経理事務に関すること。</li> <li>・課の一般庶務に関すること。</li> <li>・企業会計システムに関すること。</li> </ul>

部	課室	係	事務分掌
		経理(下水道) G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の予算編成に関する事。</li> <li>・下水道事業の決算に関する事。</li> <li>・下水道事業の長期収支見通しに関する事。</li> <li>・下水道事業の企業債の借入と償還に関する事。</li> <li>・下水道事業の使用料改定のうち原価計算に関する事。</li> <li>・下水道事業の固定資産台帳の管理に関する事。</li> <li>・下水道事業の諸統計に関する事。</li> <li>・諸統計及び業務状況の公表に関する事。</li> <li>・経理グループ間の調整に関する事。</li> </ul>
		経理(水道・ガス)・資金調達 G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道及びガス事業の予算編成に関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の決算に関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の長期収支見通しに関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の企業債の借入と償還に関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の料金改定のうち原価計算に関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の固定資産台帳の管理に関する事。</li> <li>・水道及びガス事業の諸統計に関する事。</li> <li>・資金の調達・運用に関する調査、研究に関する事。</li> </ul>
	契約監理課	契約管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者の指名及び工事の請負契約に関する事。</li> <li>・物品の購入契約及び出納保管等に関する事。</li> <li>・課の一般庶務に関する事。</li> </ul>
		技術監理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局技術委員会に関する事。</li> <li>・水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関する事。</li> <li>・積算基準及びCAD積算システムの運用・保守に関する事。</li> </ul>
工事検査室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負、給配水施設工事の検査に関する事。</li> <li>・請負、給配水施設工事の検査に伴う技術指導に関する事。</li> </ul>	
料金収納課	管理 G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お客様センター」の運営管理（収納及び整理関係）に関する事。</li> <li>・水道、ガス及び下水道の利用者の変更の届出等の受付に関する事。</li> <li>・水道、ガス料金及び下水道使用料その他の収納金の収納及び精算に関する事。</li> <li>・行政区域外流出・入負担金及び流域下水道維持管理負担金に関する事。</li> <li>・水道、ガス料金及び下水道使用料の督促に関する事。</li> <li>・水道の給水及びガスの供給停止並びに当該停止処分の取り消しに関する事。</li> <li>・水道、ガス料金及び下水道使用料の債権管理及び不納欠損処分に関する事。</li> </ul>	

部	課室	係	事務分掌
			<ul style="list-style-type: none"> <li>課の一般庶務に関すること。</li> </ul>
		検針G	<ul style="list-style-type: none"> <li>「お客様センター」の運営管理（検針関係）に関すること。</li> <li>水道、ガス料金及び下水道使用料の調定に関すること。</li> <li>水道、ガス及び下水道需要家の新規施設の登録に関すること。</li> <li>水道、ガス及び下水道使用量の検針に関すること。</li> <li>下水道使用量の認定に関すること。</li> <li>納入通知書に関すること。</li> </ul>
		計量開閉栓G	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量器の管理に関すること。</li> <li>検定満期メーターの取替に関すること。</li> <li>「お客様センター」の運営管理（開閉栓関係）に関すること。</li> <li>開閉栓業務及び現地精算に関すること。</li> <li>水道、ガス及び下水道の使用の開始、休止、再開及び廃止の届出の受付に関すること。</li> </ul>
		下水道使用料対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料の徴収（下水道使用料の賦課漏れに限る。）に関すること。</li> <li>納入通知書の発送（下水道使用料の賦課漏れに限る。）に関すること。</li> <li>下水道使用料の督促及び滞納整理（下水道使用料の賦課漏れに限る。）に関すること。</li> <li>下水道使用料の不納欠損処分（下水道使用料の賦課漏れに限る。）に関すること。</li> <li>室の一般庶務に関すること。</li> </ul>
水道ガス部	水道計画管理課	計画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>水道事業計画の策定に関すること。</li> <li>水道施設に関する企画及び調査に関すること。</li> <li>課の一般庶務に関すること。</li> </ul>
		管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>送配水施設の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関すること。</li> <li>送配水施設管理計画の策定及び水運用に関すること。</li> <li>送配水施設（配水池を除く。）の用地管理に関すること。</li> <li>私有管等の受納処理に関すること。</li> <li>各種占用許可の更新手続に関すること。</li> </ul>
		建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道拡張工事における取水、導水、浄水、送水及び配水施設（電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。</li> <li>改良工事における取水、導水、浄水、送水及び配水施設（経年配水管及び電気設備を除く。）の設計及び施工に関すること。</li> <li>上水道拡張計画において、新たに給水区域とした開発事業等の区域に係る送水及び配水施設（電気設</li> </ul>



部	課室	係	事務分掌	
	水道施設課		備関係を除く。)の設計及び施工に関すること。	
		維持係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送配水管等の点検及び補修（ボックス修繕は除く。）に関すること。</li> <li>・水道施設の災害対策及び教育訓練に関すること。</li> <li>・本市水道事業以外の事業に起因する送配水管に係る工事（以下「他工事」という。）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。</li> <li>・他工事に伴う緊急措置に関すること。</li> <li>・課の一般庶務に関すること。</li> </ul>	
		配水係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他工事に伴う給配水管等の移設工事に係る設計及び施工に関すること。</li> <li>・事業計画に基づく鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関すること。</li> </ul>	
		改良係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づく経年管等の改良工事に係る設計及び施工に関すること。</li> <li>・給水不良等による配水管の改良工事に係る設計及び施工に関すること。</li> <li>・給水申請に係る配水管の設計及び施工に関すること。</li> <li>・給水申請に伴う配水管の自主施工監理及び施設受納に関すること。</li> </ul>	
	施設整備部	設備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧配水施設の電気、機械設備等に係る新設、改良工事の設計及び施工管理に関すること。</li> <li>・配水施設（第1配水池及び配水管を除く）の電気設備等の維持管理に関すること。</li> <li>・配水施設の占用許可申請及び用地管理に関すること。</li> <li>・浄水統計に関すること。</li> <li>・浄水管理センターの維持管理に関すること。</li> <li>・課の一般庶務に関すること。</li> </ul>	
		建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設の電気、機械設備等に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工管理に関すること。</li> <li>・浄水施設の土木、建築等に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工管理に関すること。</li> </ul>	
		浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設の運転の維持及び管理の総括に関すること。</li> <li>・全浄水場の浄水技術の継承に関すること。</li> <li>・柳が崎浄水場の取水、浄水、送水業務及び施設の維持管理に関すること。</li> <li>・柳が崎浄水場の構内の取締りに関すること。</li> <li>・課の一般庶務に関すること。</li> </ul>	
		水質管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質に係る調査、研究及び試験に関すること。</li> </ul>	
		ガス計画管理課	計画調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>・ガス事業計画の策定に関すること。</li> <li>・ガス施設の企画及び調査に関すること。</li> <li>・ガスの購入及び託送供給に関すること。</li> <li>・天然ガスの利用促進に関すること。</li> <li>・ガス技術者試験に関すること。</li> </ul>

部	課室	係	事務分掌	
			・課の一般庶務に関すること。	
		建設係	・拡張工事、改良工事及び特殊工事の設計及び施工に関すること。 ・ガス供給申請に係る本支管の工事の調整、設計及び施工に関すること。	
		改良係	・経年本支管等の改良工事の設計及び施工に関すること。	
		ガス自由化対策準備室	・ガスの小売り全面自由化に係る総合企画及び総合調整に関すること。 ・室の一般庶務に関すること。	
	お客様設備課	開発調整G		・開発事業等に伴う水道、ガスの供給及び下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関すること。
		業務G		・指定給水装置工事事業者、指定ガス工事店及び下水道排水設備指定工事店に関すること。 ・給水管、下水道取付管、ガス供給管に関する道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関すること。 ・鉛給水管布設替え及び公共汚水柵の設置に関すること。 ・下水道排水設備工事の受付、審査に関すること。 ・下水道水洗化普及促進に関すること。 ・水洗便所等の改良助成に関すること。 ・自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関すること。 ・課の一般庶務に関すること。
		装置G		・給水装置及びガス供給装置工事の受付、審査及び精算に関すること。
		検査G		・給水装置、ガス供給装置工事及び排水設備の検査及び指定工事店への技術指導に関すること。
	営業推進課	家庭用ガスG		・家庭用ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。 ・家庭用ガスに係る市場調査及び企画立案並びに営業に伴う調査及び研究に関すること。 ・ガスショールームの運営管理及びガス事業関連会社との調整等に関すること。 ・課の一般庶務に関すること。
		業務用水道・ガスG		・業務用ガスの需要開発及び普及サービス並びに大口水道需要家の地下水移行に関する情報収集 ・業務用ガスに係る市場調査及び企画立案並びに営業に伴う調査及び研究に関すること。
		ガス普及促進室		・ガスショールームの運営に関すること。 ・ガスの普及促進に関すること。
	安全サービス課	安全推進G		・課の一般庶務に関すること。 ・契約、支払い、修繕統計に関すること。 ・予算に関すること。 ・ひとり暮らし等高齢者宅上下水道、ガス安全点検に関すること。 ・水道、ガス緊急対応に関すること。

部	課室	係	事務分掌
		業務企画G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内の課題解決に向けての調査・研究・提案に関すること。</li> <li>・経営改革プロジェクトに関すること。</li> <li>・水道、ガス緊急対応に関すること。</li> </ul>
		緊急保安G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの緊急対応、一般修繕及び水道一次対応に関すること。</li> <li>・通信・受付に関すること。</li> <li>・ガスの保安に係る関係部署との連絡調整に関すること。</li> <li>・管路等の事故現場における安全対策に関すること。</li> </ul>
		保安維持G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道、ガスの修繕に関すること。</li> <li>・水道、ガス修繕現場における検査及び継続調査に関すること。</li> <li>・水道、ガス修繕現場にかかる各種申請・協議に関すること。</li> <li>・水道、ガス緊急対応に関すること。</li> </ul>
	ガス施設課	保全係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス施設に係る災害防止に関すること。</li> <li>・需要家保安に関すること。</li> <li>・経年埋設内管対策に関すること。</li> <li>・保安に係る教育及び訓練に関すること。</li> <li>・業務用無線設備の維持管理に関すること。</li> <li>・課の一般庶務に関すること。</li> </ul>
		供給係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス整圧器、バルブ及び電気防食施設の改良工事の設計・施工及び維持管理に関すること。</li> <li>・ガバナ遠隔監視制御システムの維持、運用に関すること。</li> <li>・液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。</li> <li>・ガス施設の占用許可申請及び用地管理に関すること。</li> </ul>
		維持係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス本支供給管に係る他工事の受付、協議、立会及び巡回に関すること。</li> <li>・他工事に係る本支供給管の移設工事の設計及び施工に関すること。</li> <li>・本支供給管の維持管理及び補修に関すること。</li> </ul>

注：下水道部は記載を省略している。